

函館市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者を言う。以下同じ。）に対し、総合的な相談・支援や在宅療養上の適切な支援を行うことにより、難病の理解の向上と安定した療養生活の確保および難病患者の生活の質（QOL）の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、難病患者およびその家族（以下「患者等」という。）、保健、医療、福祉関係者等とする。

(事業内容)

第4条 この事業の内容は次のとおりとする。

(1) 在宅療養支援計画策定・評価事業

要支援難病患者（難病を主な要因とする身体の機能障害や長期安静の必要から日常生活に著しい支障がある在宅の難病患者で、保健、医療および福祉の分野にわたる総合的なサービスの提供を要する患者をいう。以下函館市難病患者地域支援対策推進事業において同じ。）に対し、個々の患者の実態に応じて、きめ細かな支援を行うため、対象患者別の在宅療養支援計画を作成し、適宜評価を行いその改善を図る。

ア 訪問相談事業において、要支援難病患者を対象に、在宅療養支援計画を策定する。

イ 難病事例検討会を開催する。

(2) 訪問相談事業

医療相談事業に参加できない要支援難病患者やその家族（以下「要支援難病患者等」という。）が抱える日常生活上および療養上の悩みについて、患者のプライバシーに配慮しつつ個別の相談、指導、助言を行うため、保健師や理学療法士等を派遣する。

(3) 医療相談事業

患者等の療養上の不安の解消を図るため、難病に関する専門医、保健師、社会福祉士等による医療相談班を編成し、地域の状況を勘案の上、患者等の利用のしやすさ、プライバシーの保護に配慮した会場を設置し、相談事業を実施する。

ア 難病医療相談会を開催する。

イ 難病患者サポート教室を開催する。

(4) 訪問指導（診療）事業

要支援難病患者等に対して、在宅療養に必要な医学的指導を行うため、専門の医師、対象者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問指導（診療）班を構成し実施する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。